



## 暮らしの安全知っ得情報

### 子どもを犯罪から守るために

子どもを犯罪から守るためには大人が力を合わせて取り組むことが大切です。また、子どもたち自身に自分の身を守る意識を持たせることも大切です。

#### 保護者の皆さんへ

- 子どもの行動を日頃から把握し、子どもの変化を見逃さないようにしましょう
- 日頃から通学路などの危険箇所をチェックし、子どもに教えましょう
- 何かあったときに逃げ込める場所と助けを求める方法を教えましょう
- 被害を訴えやすいように、家族のコミュニケーションを図りましょう
- 家庭で子どもたちに「5つの約束(いか・の・お・す・し)」を繰り返し話しましょう
  - ・いか…知らない人には付いて「いか」ない
  - ・の…知らない人の車に「の」らない
  - ・お…「お」おきな声を出して助けを求める
  - ・す…大人がいる所に「す」ぐ逃げる
  - ・し…家の人にどんな人が何をしたか「し」らせる

#### 地域の皆さんへ

- 登下校、遊び場などで不審者(車両)を発見した場合や幼児な



どへの声掛け、連れ去りなどを見掛けた場合は直ちに警察に通報してください

- 住民同士で互いに声を掛け合い、暗くなるまで子どもが遊んでいる場合には早く帰るよう、ひと声掛けましょう
- 不自然な様子の子どもの連れには、ひと声掛けるか、警察に通報してください
- 登下校時に自宅付近を通る子どもたちを見守りましょう

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



## 消費生活相談Q&A

### ガスの小売り全面自由化スタート 契約内容の確認を

**Q** 4月1日からガスの小売り全面自由化が始まりますが、どのようなことに注意して契約をすればよいのでしょうか。

**A** 都市ガスの契約は、これまで地域ごとに特定の事業者としか契約できませんでしたが、自由化により複数の業種や業態の事業者の中から、消費者が選択することができます。これに便乗したトラブルに遭わないため、次の点に気を付けましょう。なお、ガスの切り替えの契約をしない場合は、引き続き現在のガス会社から供給されます。

#### 登録されている事業者が確認しましょう

ガス小売り事業者は登録制になっています。登録されている事業者かどうか、また当該事業者の供給区域になっているか次の方法で確認しましょう

- ・資源エネルギー庁ホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp>)「登録ガス小売事業者一覧」
- ・相談窓口ホットライン(☎03-3501-3506、土・日曜日、祝日を除く午前9時30分～午後6時15分)

#### 契約前に内容を確認しましょう

小売り全面自由化が始まると、新たなガス小売り事業者、新たなメニューでのガスの供給が行われ、さまざまな料金メニューが提供されます。「料金が安くなる」と勧誘されたときにはどのような条件なのか、ガス以外の商品やサービスとのセットによる値引きになっていないか、契約期間が長期になっていないか、解約時に違約金が発生しないかなどをよく確認しましょう

なお、訪問販売や電話勧誘販売でガス小売り事業者と契約を結んだ場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリングオフができます。

※くわしくは電力・ガス取引監視等委員会相談窓口(☎03-3501-5725、土・日曜日、祝日を除く午前9時30分～午後6時30分)または消費生活センター(☎23-1161)へ。



## 国民健康保険

### 加入・脱退の手続きを忘れずに

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険(国保)への加入の届け出が必要です。これは、本人の意思にかかわらず、医療機関にかからなくても加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険料は、加入義務の生じた月から課税されます。届け出が遅れると、過去の分から一度にまとめて納めることになります。

加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようにしましょう。就職などでほかの健康保険に加入し、国保の資格がなくなったにもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受けると、後日



その医療費を国保に返還しなければなりません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

#### こんなときは14日以内に届け出を

	事由	届け出に必要なもの
国保に加入	ほかの市区町村から転入してきたとき	前年所得の分かるもの、本人確認書類*1
	ほかの健康保険をやめたとき	ほかの健康保険をやめた証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	子どもが生まれたとき	届出人(同一世帯)の本人確認書類*1・マイナンバー確認書類*2
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート、マイナンバー確認書類*2
国保を脱退	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証
	ほかの健康保険に加入したとき	職場と国保の両方の保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	国保被保険者が死亡したとき	保険証、葬祭を行ったことが分かるもの(会葬礼状や葬儀の領収書など)、印鑑、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2、喪主の通帳
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
そのほか	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	世帯が分離、または合併したとき	保険証
	保険証をなくした、または汚れて使えなくなったとき	本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2

\*1 官公署が交付した、本人であることを確認できる写真付きの証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

\*2 マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書など



## 国民年金

### 4月から保険料が変わります

国民年金の保険料が4月から1万6,490円に変わります。

4月に納付書を日本年金機構から郵送します。現金払いでの前納を希望する人は、5月1日(月)までに最寄りの金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。

4月中旬を過ぎてても納付書が届かない場合は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

#### 学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が免除される「学生納付特例制度」があります。

承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期

間に算入されますが、年金額には反映されません。受け取る年金額を補うため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」もあります。

日本年金機構から、申請書(はがき)が届いた人は、学校などの変更がない場合は、必要事項を書いて返送してください。

そのほかの人は、年金手帳(持っている人)、学生証の写し(有効期限が裏面に記載されている場合は、裏面の写しも)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きしてください。

特例制度を利用するための申請は、毎年必要ですので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。